

川崎市大気・水環境計画（素案）について（概要）

第1章 策定の趣旨 素案 P.4～

1-1 策定の背景・目的

- 大気や水などの環境は、多くの項目で環境基準を達成するなど、これまでの取組により大幅に改善が図られています。
- 一方で、アンケート等の結果からは、依然として公害のイメージが残っていることがうかがえ、環境改善が図られたことが浸透しているとはいえない状況が見られます。
- こうしたことから、本市は、令和元年(2019)年5月に川崎市環境審議会に諮問し、大気や水などの環境に係る計画の考え方について令和2(2020)年11月に答申を受けました。
- 答申の趣旨である、
 - ・法や条例に基づくこれまでの取組を継続し、良好な環境を維持していくこと
 - ・更なる環境の向上や環境が良好であることについての市民の実感の向上のため、これまでの規制的な取組に加え、市民・事業者の連携・協力・参加の促進を図るといった視点を加えること
 などを踏まえ、総合的に取り組んでいくために、川崎市大気・水環境計画を策定します。

1-2 位置づけ・対象範囲、計画期間

●位置づけ

- ・環境基本計画が掲げる環境要素のうち「大気や水などの環境保全」分野の個別計画
- ・この分野の考え方、目標、施策体系、具体的な取組を提示

●対象範囲

- ・大気環境（大気、騒音、振動、悪臭）
- ・水環境（水、土壌、地盤）
- ・化学物質（大気や水などの環境中に含まれるもの）
⇒ 「1-1 計画策定の背景・目的」で述べた実感の向上に取り組むため、大気や水などの環境に関する市民実感についても対象範囲とします。

●計画期間

令和3(2021)年度から概ね10年先を見据えながら、「大気や水などの環境保全」分野における令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間の具体的な取組をとりまとめる。

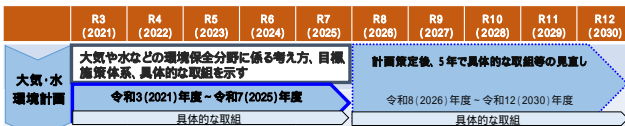


図 川崎市大気・水環境計画の位置づけ

図 計画期間

第2章 大気や水などの環境保全分野における現在の取組 ～地域環境を守るための取組の概要～ 素案 P.8～

2-1 地域環境を守るための取組

- 大気や水などの環境が良好であるという実感の向上のためには、環境を保全するために行われている現在の取組について、分かりやすく伝えていくことが大切です。
- この分野の取組を知ってもらうため、環境を保全するために現在行っている取組を分かりやすく紹介します。

(1) 法律、市条例により、公害の発生を抑えています（法や条例による規制）

届出・許可制度

公害を発生させる恐れのある施設の設置届等を確認し、法や条例を守るか事前に審査しています。

排出基準の設定

公害の原因となるものを排出する量を減らすため、基準をつくっています。

立入調査、指導

工場に立ち入り、基準を守っているか調査しています。基準が守られていない場合は、基準を守るよう指導しています。



(2) 環境の状況を調査しています（環境などのモニタリング）

モニタリングの実施

大気や水などの環境の状況を常に監視しています。

- ・24時間大気の状態を測定する装置を各区に設置
- ・川などの水質を定期的に調査
- ・大きな工場などには、オンラインでリアルタイムに排出状況を確認できる装置を設置

問題が発生した時の調査

騒音やにおいなどの問題が発生したときに、状況を調査します。

問題になる前の調査

基準が決まられていない化学物質について、将来、問題になる可能性がないか、実態を把握するため調査しています。



(3) 市民、事業者と協力して、環境負荷の低減をめざしています

自動車排出ガスへの取組

自動車排出ガスで大気が汚染されないように、大気汚染物質が少ない車に買い替えてもらう取組や、エコドライブを普及させる取組を行っています。

環境・リスクコミュニケーション

化学物質などの地域の環境の情報を、市民・事業者・行政が共有して、お互いに理解していくための取組（環境・リスクコミュニケーション）を通して、地域のより良い環境づくりをめざしています。



川崎市大気・水環境計画（素案）について（概要）

第2章 大気や水などの環境保全分野における現在の取組

～各項目の現状と課題～

素案 P.10～

2-2 大気環境の現状と課題

●大気環境について

- 大気汚染物質には、もともと大気中に微量に存在するものもありますが、窒素酸化物や粒子状物質などは、工場・事業場の煙突等からの排出ガスや自動車などの排気ガス、その他に一般家庭の湯沸かし器などからも排出されます。
- 窒素酸化物等の大気汚染物質は大気中で反応して、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントを生成します。
- これら大気汚染物質が高濃度になると、人や植物に悪い影響を及ぼすおそれがあります。

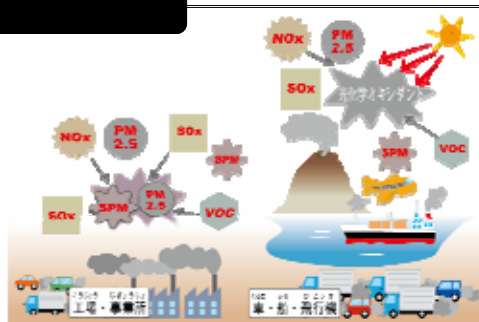


図 大気汚染物質の発生と生成の仕組み

●大気環境を保全する現在の主な取組

- ・大気環境の常時監視等
 - 大気環境の測定・監視等
- ・工場・事業場の大気汚染対策
 - 法や条例に基づく審査・指導、立入調査等
- ・交通分野における大気汚染対策
 - 環境に優しい車両の普及促進等
- ・石綿（アスベスト）対策、騒音・振動対策、悪臭対策
 - 法や条例に基づく審査・指導、立入調査等



図 大気環境の常時監視測定局

●現在の状況

- ・これまでの工場・事業場への対策や交通環境対策により、大気汚染物質の排出は大幅に削減され、近年まで環境基準非達成が続いていた二酸化窒素や微小粒子状物質（PM2.5）を含む、**ほぼ全ての項目で環境基準を達成**しています。
- ・環境基準の達成に至っていない**光化学オキシダント**についても、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の**環境中の濃度は低下傾向**にあります。

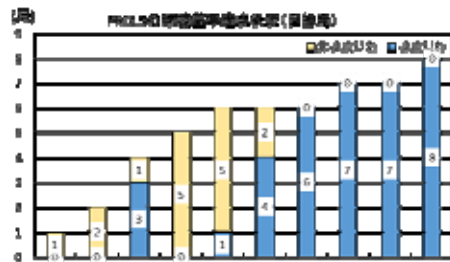


図 PM2.5の環境基準達成状況

今後の主な課題

二酸化窒素：対策目標値（環境基準）※の上限値（0.06ppm）に近い値の測定局があるため、**安心で快適な環境を目指して対策目標値（環境基準）の下限値（0.04ppm）の全局達成に向けて取り組む必要**

※二酸化窒素の対策目標値は、環境基準と同じ上限値0.06ppm、下限値0.04ppmと定めている。

PM2.5：・環境基準に近い値の測定局があるため環境基準の達成を維持する取組が必要

・生成の仕組みが一部未解明であり、原因究明に向けた取組が必要

光化学オキシダント：・光化学オキシダントが原因の光化学スモッグ注意報が毎年発令
・濃度の低減に向けた取組の推進が必要

2-3 水環境の現状と課題

●水環境について

- 水環境に影響を与える要因には、生活排水により有機物や窒素、リンなどの汚れが川や海に流れ込むことや、工場排水に含まれるヒ素や鉛などの有害物質が流れ出て、川や海、土壌を汚すことなどがあります。
- 都市化の進行による川の水量の減少や、大量の地下水の汲み上げによる地盤沈下も要因となります。これらが起ると、市民生活や水生生物の生息環境に影響を与えることがあります。
- 本市では、水環境を構成する水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素を総合的に捉えた施策を推進してきました。



図 水環境を構成する4つの要素

●水環境を保全する現在の主な取組

- ・水質に関する取組
 - 水質の測定・監視、法や条例に基づく審査・指導等
- ・水量に関する取組
 - 河川流量の測定・監視、水のかん養機能の保全等
- ・水生生物に関する取組
 - 水質改善等生息環境の保全、水生生物調査の実施等
- ・水辺地に関する取組
 - 水辺に親しむ取組、水辺環境の保全等
- ・土壌環境及び地盤環境に関する取組
 - 法や条例に基づく適正管理の指導・助言等



河川の水質測定及び排水検査の実施状況

●現在の状況

- ・これまでの工場・事業場への対策等により、**河川の水質(BOD)は全地点で環境基準値に適合**しています。
- ・**海域の水質(COD等)**は環境基準の全地点での適合に向け**周辺自治体等と連携した取組**を進めています。
- ・**水辺に親しむイベントなどの取組**を関連部署と連携して実施し、**環境配慮意識の向上**を図っています。



水に親しむイベントの実施状況

今後の主な課題

BOD(河川の水質の環境基準の主な項目)：基準値適合を維持するための取組を継続して推進する必要
COD(海域の水質の環境基準の主な項目)：基準値適合に向け周辺自治体等と連携した取組が必要
関連部署と連携した施策の推進、市民と水とのより良いふれあいの場づくりを進める必要
生活排水に関する普及啓発などによる配慮意識の更なる向上、市民の配慮行動の促進が必要

川崎市大気・水環境計画（素案）について（概要）

第2章 大気や水などの環境保全分野における現在の取組

～各項目の現状と課題～

素案 P.30～

2-4 化学物質の現状と課題

●化学物質対策について

- 化学物質は、毎日の生活を維持する上で欠かせないものとなっていますが、化学物質の中には、適正に取り扱われなければ、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれのあるものがあります。
- このような影響を未然に防止するためには、身の周りの化学物質の環境リスク※を正しく理解し、市民、事業者、行政が協力して環境リスクを減らす取組を進めることが求められます。
- 本市は、化学物質の環境調査、環境・リスクコミュニケーションの促進などの化学物質対策に先進的に取り組んできました。

※人の健康や動植物の生態又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性

●化学物質対策の現在の主な取組

- ・PRTR制度の適正な運用
→ 化学物質の排出量・移動量の把握、情報の公表等
- ・化学物質の環境リスクの把握
→ 環境調査の実施、環境リスクの評価・公表等
- ・環境・リスクコミュニケーションの促進
→ 市民・事業者・行政の情報共有による相互理解のためのセミナー・講習会の開催等

●現在の状況

- ・事業者による自主的な化学物質の適正管理の推進及び市による事業者の取組促進などにより、環境基本計画（平成23(2011)年策定）等における重点目標を達成しています。
- ・市内における化学物質の環境への排出量は大幅に削減されています。



今後の主な課題

化学物質の総排出量：維持又は低減に取り組むことが必要
化学物質の環境リスクの低減に向けた取組、化学物質の環境リスク等に関する理解促進に向けた更なる取組が必要

2-5 市民実感（大気や水などの環境）の現状と課題

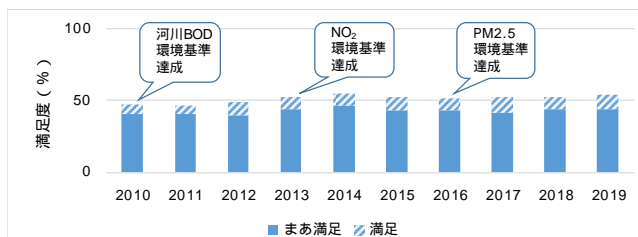
- 本市では様々な市民アンケート調査を行っています。これらに加えて計画策定に向けて大気や水などの環境に関する市民意識等をさらに把握するためのアンケートを実施しました。
- 各種アンケート調査の結果から、大気や水などの環境に関する市民意識を次のとおりまとめました。
 - ・環境改善が満足度向上につながっておらず、実感が伴っていない
 - ・満足度は、地域では南部が低く、年代では30～40代が低い
 - ・情報取得は、30～40代は、ホームページ・広報誌などの紙媒体・SNSなど様々な媒体を利用している

今後の主な課題

大気や水などの環境への関心を高め、環境に配慮した行動を促すための取組が必要
環境保全の取組や環境の現状が十分伝わっていないため、市の取組や環境の現状を市民に分かりやすく伝える必要

表 主な環境基準の達成状況

	大気					水質		
	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	光化学オキシダント	河川・生物化学的酸素要求量 (BOD)	海域・化学的酸素要求量 (COD)	
達成状況 (2019年度)	測定した全地点で達成					測定した全地点で非達成	測定した全地点で達成	沖合部で非達成
全市達成年度	1979	2013	2004	2016	-	2010	-	



第3章 基本的な考え方

素案 P.45～

3-1 本計画がめざすもの・目標

本計画がめざすもの

環境基本計画における「大気や水などの環境保全」の目標の実現に向け、市民や事業者の連携・協力・参加を促進して、より良い環境づくりを共に進めていくため、この分野における考え方や目標、具体的な施策等を分かりやすくとりまとめ、**だれもが健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現をめざします。**

目標

【大気環境のめざす状況】

二酸化窒素濃度及びPM_{2.5}濃度の更なる低減、光化学スモッグ注意報発令0日に向けた光化学オキシダント高濃度の低減を主なものとして、**大気環境全体の負荷の低減をめざす。**

- [目標] ・二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値(0.04ppm)の達成
・PM_{2.5}の環境基準の達成維持
・光化学オキシダント高濃度の低減

【水環境のめざす状況】

市民の水環境への配慮意識向上の取組を推進するとともに、更なる水質改善や水量・水生生物・水辺地の施策を連携して推進し、**より良い水環境の実現をめざす。**

- [目標] 河川のBOD、海域のCODの環境基準値適合

【化学物質対策のめざす状況】

化学物質の総排出量の維持又は低減とともに**環境リスクの低減及び理解促進の取組を推進する。**

- [目標] 市内のPRTR対象事業所から排出される化学物質の総排出量の維持又は低減

【市民実感のめざす状況】

環境配慮意識や環境が良好であるという実感の向上を図る。

- [目標] 大気や水などの環境が良好であるという市民の実感の向上

川崎市大気・水環境計画（素案）について（概要）

第4章 基本施策

素案 P.52 ~

4 - 1 施策体系



基本施策	施策	主な具体的取組	取組を効果的に推進するための2つの視点	
基本施策 -1 大気や水などの環境保全 【環境保全の基盤となる取組】 環境基準の達成・維持などのため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング、苦情相談への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時に適切な対応を行う。 	大気環境に係る事業所等の監視・指導	<ul style="list-style-type: none"> 大気環境に係る法や条例等に基づく立入調査 大気環境に係る法や条例等に基づく届出等の審査・指導 石綿（アスベスト）飛散防止対策に係る届出等の審査・指導 	複合的な環境施策の展開 地域の特性を踏まえた取組	
	水環境に係る事業所等の監視・指導	<ul style="list-style-type: none"> 水環境に係る法や条例等に基づく立入調査 水環境に係る法や条例等に基づく届出等の審査・指導 土壌汚染に係る届出等の審査・指導 		
	大気環境に係るモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> 大気環境の監視 光化学オキシダントに係る監視 		
	水環境に係るモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> 河川、海域の水質調査 地下水質の監視 精密水準測量による地盤沈下量の監視 		
	苦情相談への対応	<ul style="list-style-type: none"> 騒音、振動に係る苦情相談対応 悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応 水質等に係る苦情相談対応 		
	緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事故時の対応 災害時の対応 		
	大気や水などの環境保全に係る連携施策	<ul style="list-style-type: none"> アスベスト対策、下水道整備、浄化槽管理 ほか【連携取組】 		
基本施策 -1 環境配慮意識の向上 市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進による環境の向上をめざす。また、情報発信の手法や内容を広報の対象となる世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど情報を適切に伝えることで実感の向上を図る。 	大気や水辺に親しむ取組の推進	水辺に親しむ機会の創出 ・水環境に係る調査研究（河川の生物調査など） ・大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進	複合的な取組につなげる	
	環境教育・環境学習の推進	出前授業（大切な大気・水環境のはなし）の推進 ・水辺に親しむイベント等の実施 ほか		
	効果的な情報発信の推進	<ul style="list-style-type: none"> 多様な世代に合わせた情報発信 地域ごとの取組や環境データの情報発信 市民・事業者が利用しやすいデータの構築・提供 		
	環境配慮意識の向上に係る連携施策	<ul style="list-style-type: none"> 自転車活用推進、生物多様性推進 ほか【連携取組】 		
	市民協働・連携の取組	ワークショップ等による市民参加の促進 ・市民参加型環境調査		
	広域連携等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体連携による取組 国、自治体等と連携した東京湾の環境調査 		
	優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な環境保全活動への支援・連携 		
	多様な主体との協働・連携に係る連携施策	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働による地域緑化 ほか【連携取組】 		
	交通環境配慮行動の促進	次世代自動車の普及促進 ・エコ運転制度の運用		
	事業者の自主的な取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場の自主的な取組を促す取組の推進（環境行動事業所制度の運用） VOC排出削減に向けた取組の推進（事業者の排出状況の把握及び削減取組の支援） 		
事業者との情報共有の促進	<ul style="list-style-type: none"> 事業者交流の取組（事業者との連絡会など） 			
自主的な取組の促進に係る連携施策	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通施策の推進、次世代自動車等の導入 ほか【連携取組】 			
基本施策 -3 事業者の自主的な取組の促進 環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進する。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援する。 	化学物質の適正管理の推進と理解の促進	環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進 ・環境・リスクコミュニケーションの推進	市民実感の向上につなげる	
	環境影響の低減に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 環境性能に優れた施設（トップランナー等）導入促進 環境影響評価の推進 		
	環境影響の低減に向けた調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 大気環境に係る調査研究（光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究など） 化学物質に係る調査研究（環境リスク評価など） 脱炭素等新たな課題に関する調査研究（水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究など） 		
	環境影響の未然防止に係る連携施策	<ul style="list-style-type: none"> 建築物環境配慮 ほか【連携取組】 		
基本施策 -4 環境影響の未然防止 人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を推進する。また、市民・事業者がお互い環境に対する正しい認識を持つよう情報共有を図る。 	交通環境配慮行動の促進			
	事業者の自主的な取組の支援			
	事業者との情報共有の促進			
	自主的な取組の促進に係る連携施策			

基本的な施策の方向性
安全で良好な環境を保全する

基本的な施策の方向性
安全で快適な環境を共に創る

本文 P.72~参照
本文 P.77~参照

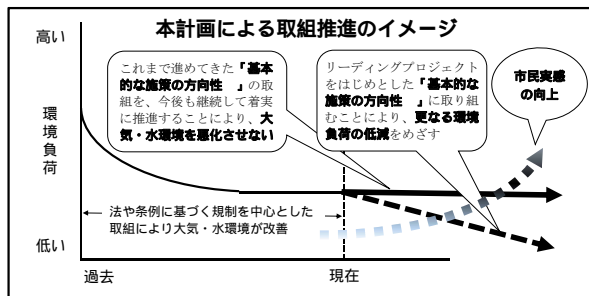
川崎市大気・水環境計画（素案）について（概要）

第4章 基本施策

素案 P.54～

4-2 リーディングプロジェクト

本計画による取組推進イメージとリーディングプロジェクト



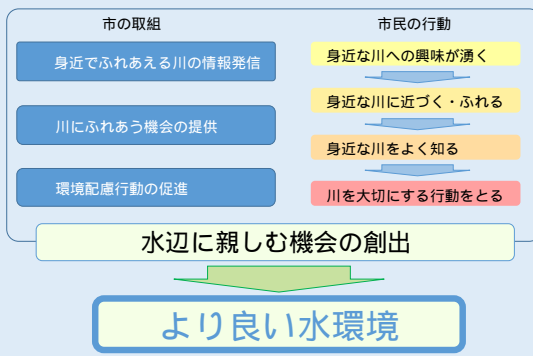
「基本的な施策の方向性 **安全で良好な環境を保全する**」
環境を保全するための取組 **【基盤の取組】**

「基本的な施策の方向性 **安心で快適な環境を共に創る**」
更なる環境の向上や市民の実感の向上 をめざす取組

リーディングプロジェクト 基本的な施策の方向性 のうち、基本施策推進の核となる先導的な取組をリーディングプロジェクトとして設定

環境配慮意識向上プロジェクト 水辺に親しむ機会の創出

市民が水辺にふれあうきっかけとなるよう、**市民参加型イベントや環境教育**を通じて、「**水辺の親しみやすさ評価指標**」を活用した調査を行います。調査結果を公表し、市が身近でふれあえる川の情報発信を行うことで、**川にふれあう機会を提供し、環境配慮行動の促進、水環境の満足度や実感の向上**につながる取組を推進します。



環境配慮意識向上プロジェクト 出前授業（大切な大気・水環境のはなし）の推進

市内の**小学生を対象に**、大気や水環境を守る業務の概要や環境の現状、大気・水環境の大切さ、みんなにできること等について説明して質問を受ける「**出前授業**」を行います。体験型の授業や視覚に訴える授業を実施し、小学生に**環境の大切さを直接伝え、学ぶなかで実感してもらおう**とともに、授業後は**家庭で学習内容を伝えてもらう**ことを通じて、**学習の効果を親世代にもつなぎ**、ひろげていく取組を進めます。



協働・連携プロジェクト ワークショップ等による市民参加の促進

親子向け環境学習や施設見学と組み合わせるなど、**様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携**して行う**ワークショップ**等を通じ、大気や水などの環境への**理解を深め、関心を高めて実感の向上につなげ**るとともに、行政と市民の対話の機会を設けることで**市民参加の促進**を図ります。



自主的取組促進プロジェクト 次世代自動車の普及促進

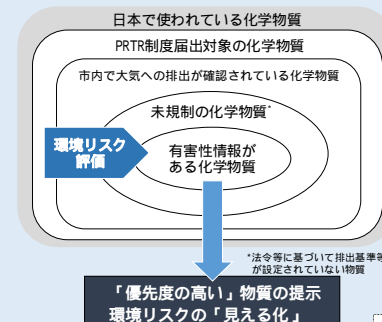
次世代自動車の利用機会の創出、インフラ整備に向けた取組、市役所の**率先導入**等により、次世代自動車の普及を促進します。

- EVの普及拡大に向けて、市民のEVの利用機会創出に繋がる**EVカーシェアリングを活用した普及方を推進**します。
- 充電設備及び水素ステーションなどの**インフラ整備に向けた取組を推進**します。
- 公用乗用車への電動車**（xEV:EV, PHV, HV, FCV）の**導入を促進**します。
- 廃棄物発電を活用したEVごみ収集車の運用を推進します。
- 乗用車等のガソリン車に比べて次世代自動車の普及率が低いトラック・バス等のディーゼル車の**ZEVへの転換**に向けて調査研究を行います。



環境影響未然防止プロジェクト 環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進

- 法令等に基づいて**排出基準等が設定されていない物質**についても、化学物質の有害性の知見や市内の大気環境の状況等を踏まえた**環境リスク評価**を行います。
- 環境リスク評価を活用し、「**自主管理優先物質**」（有害性の程度や市内の大気環境の状況等を鑑み、事業者による自主的な管理の優先度が高い物質）等を示すことで、事業者による**自主的な化学物質の適正管理を促進**します。
- 環境リスクを見える化**することで、**市民の化学物質に対する理解を促進**します。
- 自主管理優先物質等については、定期的に見直しを行います。



川崎市大気・水環境計画（素案）について（概要）

第4章 基本施策

素案 P.72～

4-3 複合的な環境施策の展開

大気や水などの環境に係る取組は、他の環境分野や大気や水などの環境に影響する他部局の取組など、関連する様々な分野と連携して施策の展開を図ることが重要なため、次のとおり、「主要な環境分野との連携」、「大気や水などの環境に影響する連携施策」を示し、連携を図りながら取り組んでいきます。

主要な環境分野との連携

基本施策の取組の中で、主要な環境分野に関連する取組を位置づけます。

脱炭素化

温室効果ガスの排出量削減に向けた次世代自動車の普及を始めとした交通環境対策の推進など、脱炭素化に寄与する取組

取組：次世代自動車の普及促進 など

自然共生

多様な水生生物との共生につながる良好な河川・海域の水質保全など、自然共生に寄与する取組

取組：水辺に親しむ機会の創出 など

資源循環

事業者の廃棄物削減に向けた自主的取組の支援や水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究など、資源循環に寄与する取組

取組：水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究 など

大気や水などの環境に影響する連携施策

様々な部局による大気や水などの環境に影響する取組を連携施策として位置づけます。

基本施策 -1

大気や水などの環境保全に係る連携施策

アスベスト対策、下水道整備、浄化槽管理 など

基本施策 -1

環境配慮意識の向上に係る連携施策

自転車活用推進、生物多様性推進 など

基本施策 -2

多様な主体との協働・連携に係る連携施策

市民協働による地域緑化 など

基本施策 -3

自主的な取組の促進に係る連携施策

公共交通施策の推進、次世代自動車等の導入 など

基本施策 -4

環境影響の未然防止に係る連携施策

建築物環境配慮 など

4-4 地域の特性を踏まえた取組

●地域の取組の必要性

○市全体としては環境基準を概ね達成していますが、環境基準等の達成状況には地域により差異があります。

○アンケート等の結果によると、地域の環境が良好であるという実感が高まっているとは言えず、地域でどのような取組が行われているか、市民に十分認知されていない状況があります。

→ 身近な地域環境への関心を高めるようにするため、身近な地域における環境保全の取組や地域の環境データについて紹介していく取組を推進します。

・具体的な地域区分ごとに取組の方向性等を示し、地域の特性を踏まえた取組を推進していきます。

地域区分 南部（臨海部）：主に川崎区
中部（内陸部）：主に幸区、中原区、高津区
北部（丘陵部）：主に宮前区、多摩区、麻生区



第5章 推進体制及び進行管理

素案 P.81

5-1 推進体制及び進行管理

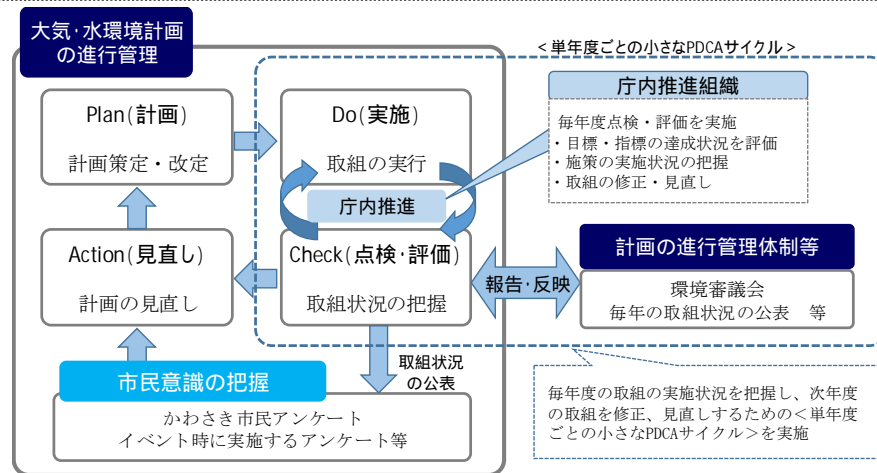
●市内推進組織を設け、計画の進捗に関して単年度ごとに**取組状況を把握、点検**して**取組の修正**を行うなど、適切に進行管理を行います（図中の＜単年度ごとの小さなPDCAサイクル＞）。

●実施状況を取りまとめ、**環境審議会に報告するとともに公表**します。

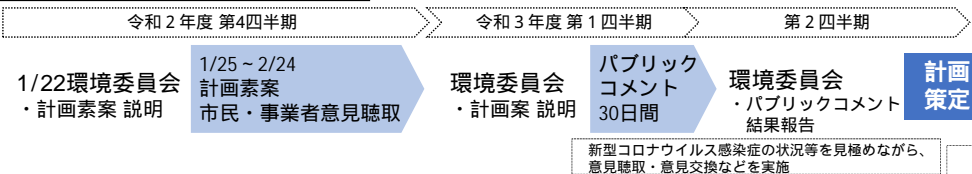
●次のとおり**PDCAサイクルを基本とした仕組み**で取組の実効性を評価し、新たな取組や既存の取組の見直しを図る観点から、策定後5年で見直しを行い、必要に応じて各種制度改正等の検討を行います。

PDCAサイクル

- (1)計画(Plan)：目標や基本的な施策の方向性等及び具体的な取組を定めた計画を策定・改定する。
- (2)実施(Do)：計画に定める各取組について、適切に予算措置をした上で実施する。
- (3)点検・評価(Check) ＜単年度ごとの小さなPDCAサイクル＞
 - a 指標を活用して取組状況を適切に把握・点検し、取組の修正・見直しを行う。
 - b 把握した取組状況を環境審議会に報告した上で公表し、取組の見直しを反映する。
- (4)市民意識の把握：かわさき市民アンケート等を活用して施策の実施状況に係る市民意識を把握する。
- (5)見直し(Action)：点検・評価の結果を踏まえて取組を見直し、計画の見直しに反映する。



策定スケジュール



新型コロナウイルス感染症の状況等を見極めながら、意見聴取・意見交換などを実施